

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第18条 省略 別表第1(第4条関係) 省略 別表第2(第17条関係) (1)～(3) 省略 備考</p> <p>1 この表において「高齢者人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の住民の人口による割合をいう。</p> <p>2 この表において「人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく住民の人口による割合をいう。</p>	<p>第1条～第18条 省略 別表第1(第4条関係) 省略 別表第2(第17条関係) (1)～(3) 省略 備考</p> <p>1 この表において「高齢者人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の住民の人口による割合をいう。</p> <p>2 この表において「人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく住民の人口による割合をいう。</p>